

第1回 十日町市上下水道事業審議会
議事録

日 時 令和3年7月7日(水) 13:30～14:40
会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】 飯塚一成委員、小松俊哉委員、笹原俊一委員、佐野比呂史委員、高津富士男委員、高野忠富委員、高橋正也委員、田村由子委員、樋口則雄委員、山賀とし委員、山本しのぶ委員

(欠席：児玉悦委員)

【事務局】 十日町市 上下水道局上下水道課 6名

【傍聴】 9名

【報道機関】 2社

1 開会

事務局：定刻となりましたので、これより「第1回十日町市上下水道事業審議会」を開催させていただきます。私は上下水道局長の丸山といたします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより「第1回十日町市上下水道事業審議会」を開催させていただきます。

まず始めに、会議の成立についてご報告いたします。本日の審議会は委員12名中11名の委員の皆様がご出席でございますので、十日町市水道事業審議会規程及び下水道事業審議会規程第6条第2項の規定により、会議が成立してございますことをご報告いたします。

会議に先立ち、まず、お手元に配布をさせていただきました第1回審議会の資料の確認をさせていただきます。初めに、資料1として、「審議会次第」、資料2として、「審議会委員名簿」、資料3として、「十日町市水道事業の概要」、資料4として、「水道料金算定要領」、資料5として、「十日町市新水道ビジョン」、となります。

また、本日は使用いたしません、「十日町市下水道事業経営戦略」を令和3年3月に更新いたしましたので、お配りさせていただきます。

全てお手元にごございますでしょうか。不足している場合は、事務局がお届けしますので申し出ください。

最後に、傍聴の方を含めまして、皆様をお願いをさせていただきます。携帯電話、スマートフォンの電源はお切りになるかマナーモードに変更してください。また、私語、拍手などはご遠慮ください。

2 委嘱状交付

事務局：続きまして、次第2の委嘱状交付になります。

本来は昨年10月の改選の際に審議会を開催させていただき交付させていただく予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため昨年度は開催を見合わせておりました。そのため、大変恐縮ですが、各委員の皆さまへの委嘱状につきましては、事前に送付させていただいております。

なお、委嘱期間は、令和2年10月1日から令和4年9月30日までとなっております。

それでは、次第の3になりますが、開会にあたり、関口十日町市長がごあいさつ申し上げます。関口市長、よろしくお願いいたします。

3 市長あいさつ

市長：今日は、ご多用のところ「令和3年度 第1回十日町市上下水道事業審議会」にご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより、当市の上下水道事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

新任の方も多くいらっしゃるため、改めて、当審議会の位置づけを説明させていただきます。当市の簡易水道事業と下水道事業は、令和2年4月から地方公営企業法を適用したことから、本審議会も経営審議会としての位置づけを強め、皆様から経営について意見をいただく場とさせていただきます。しばらくの間、コロナ禍のため開催を見送らせていただいていたのですが、早急に水道料金の適正化について検討が必要なことから、この度、審議会を開催させていただきます。

上下水道事業は、市民のライフラインを支える欠かすことのできない重要な事業であります。その経営状況は全国的に厳しいところが多いと聞いています。当市の上下水道事業も例外ではなく、給水人口の減少による収益減の影響が大きく、特に、令和3年度は上水道事業、簡易水道事業ともに、市の一般会計予算から赤字補填をし、地方公営企業の基本原則である独立採算がとれていない状態です。そのため、早急に水道料金の適正化が必要ですが、コロナ禍の影響などがある中で、どのように市民の皆様からご負担いただくかを判断していかなければなりません。今後、複数回の審議会を開催し、皆様から貴重なご意見をいただきたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いします。

昨年、コロナ経済対策として国からの支援を活用し、水道料金を全世帯一斉に減額させていただくことができました。将来にわたり、継続的に安定した上下水道事業が可能できるように皆様からの積極的なご意見をいただくことを改めてお願い申し上げます。今後長丁場になりますが、よろしくお願いいたします。

4 会長、副会長選出

事務局：ありがとうございました。

続いて、委員の皆様から、自己紹介をいただきたいと思っております。長岡技術科学大学大学院環境社会基盤工学専攻准教授、小松俊哉様から時計と逆回りで一言ずつご挨拶をお願いいたします。

（全委員からあいさつ）

事務局：委員の皆様、ありがとうございました。

次に次第4の会長及び副会長の選出に移らせていただきます。

「十日町市水道事業審議会規程」、「十日町市下水道事業審議会規程」それぞれの第5条において、審議会には会長及び副会長を置くこととし、委員相互の互選により選出することとしています。

会長及び副会長の選出について、お考えがある方はいらっしゃいますでしょうか。

委員一同：（意見なし）

事務局：特に、ご意見がないようでしたら、事務局案がございますので発表してもよろしいでし

ようか。

委員一同：(異議なし)

事務局：会長に、佐野比呂史様、副会長に樋口則雄様を推薦します。お二人の就任を承認いただけますでしょうか。

委員一同：(拍手により承認)

事務局：ありがとうございました。本審議会の会長は、佐野比呂史様、副会長は樋口則雄様に決定しました。それでは、佐野会長、樋口副会長からは会長・副会長席へ移動いただき、それぞれ一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会長：(あいさつ)

改めまして商工会議所の佐野と申します。会長という非常に重い重責を担わせていただくことになりました。

上下水道事業は、先ほど関口市長のあいさつにありましたとおり、市民生活において大切な事業であります。中越地震の時に下水道が壊れ大変な生活をしたことが今も思い浮かびます。

そういった中で今回の水道料金の改定は、市民生活あるいは企業活動において大きな影響を与えるところであると考えております。今日ご出席の委員のみなさま、委員の中でも専門的な皆様、そして元十日町市建設部長を務めた樋口副会長のお力をお借りしまして、しっかりとした答申をまとめあげていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

副会長：(あいさつ)

副会長に選出いただきました樋口則雄でございます。元建設部長ということで平成 21 年 4 月から上下水道事業に携わらせていただきました。当時と状況も違いますし、上水道下水道とも十日町の地形の中で水道供給が難しい点があると身に染みて当時感じておりました。

今回、水道料金の改定ということですが、当時から年数が経っておりますので経営を含めた企業会計を再度勉強させていただいて答申させていただければと思います。会長を補佐しまして、審議会のスムーズな運営に微力ながら努力してまいりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

事務局：佐野会長、樋口副会長、ありがとうございました。それでは、次第 5 の諮問に移らせていただきます。関口市長から佐野会長に手渡しさせていただきます。関口市長は佐野会長の前をお願いいたします。それではよろしく願いいたします。

5 諮問

(関口市長から佐野会長へ「水道料金の改定について」を諮問)

(詳細は諮問書のとおり)

事務局：ありがとうございました。なお、市長は、公務都合によりここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

6 審議

(1) 会議の公開・非公開、会議録について

事務局：それでは、これより先は、規程第5条に基づき、会長より議長をお務めいただき、会長の進行により審議会を進めて参りたいと存じます。佐野会長、よろしく願いいたします。

会長：それでは、次第に基づいて進めたいと思います。次第6(1)の「会議の公開・非公開、会議録」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：本審議会は、「十日町市審議会等の設置及び運営に関する基本方針」に基づき、原則公開で開催させていただきます。また、会議では議事録を作成するために録音をさせていただくことに加え、必要により撮影をさせていただきますので、予めご了承ください。なお、議事録を公開の際には、発言内容について個人が特定されないことがないように個人名は非公開とさせていただきます。

会長：今ほど、事務局から本審議会が原則公開であること、議事録を公開する旨の説明がありました。これについて、何かご不明な点等がございますか。

委員一同：(特になし)

会長：ありがとうございます。特には無いようですので議事を進めたいと思います。

(2) 諮問事項の審議

会長：それでは、諮問事項の審議に入ります。事務局から「①諮問内容の説明、審議会の進め方について」説明をお願いします。

事務局：(諮問書裏面を読み上げ)

本審議会は、この諮問書の内容を基に、水道料金の改定についてご審議いただきます。審議会の開催時期・回数についてですが、時期は毎月上旬に月1回程度、回数については審議の進捗状況にもよりますが、現在のところは4～5回程度の開催で、10月を目途に市長への答申を行う予定としております。審議内容については、本日は、当市の水道事業の経営状況やこれまでの取組を説明させていただき、2回目以降は事務局から、現在の経営状況についてシミュレーションを行った結果の料金改定率を提案させていただき、ご審議いただくことを予定しております。

会長：今ほど、事務局から「諮問内容の説明、審議会の進め方」を説明していただきました。ご質問やご意見はありますか。事務局がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

諮問内容に対する意見といっても、なかなか水道を事業としてとらえることに馴染みがないと思いますので、疑問点などがありましたら遠慮なくご質問いただければと思います。

委員一同：(特になし)

会長：ありがとうございます。特には無いようですので議事を進めたいと思います。

それでは、諮問事項の審議に入ります。事務局から「②十日町市水道事業の概要について」説明をお願いします。

事務局：お手元にあります、資料3「十日町市水道事業の概要」をご覧ください。

(別紙資料3「十日町市水道事業の概要」について説明)

会長：今ほど、事務局から「十日町市水道事業の概要について」を説明していただきました。

ご質問やご意見はありますでしょうか。事務局がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

委員一同：(特になし)

会 長：ありがとうございます。特には無いようですので議事を進めたいと思います。

それでは、諮問事項の審議に入ります。事務局から「③水道料金算定要領について」説明をお願いします。

事務局：(別紙資料4「水道料金算定要領」について説明)

会 長：今ほど、事務局から「③水道料金算定要領について」を説明していただきました。なお、この審議会には(公社)日本水道協会から笹原委員に参加していただいていますので、笹原委員からこの水道料金算定要領について、説明や補足等がありましたらお願いします。

笹原委員：この水道料金算定要領については、全国の水道事業者の方々にひとつのモデルとして使用していただいています。一点、特徴を申し上げますと、要領の2ページ(4)ロの資産維持費という聞きなれない言葉ではありますが、やはり水道事業は装置産業ということもあり、先ほど関口市長からもありましたとおり施設をどう更新していくかがポイントであります。水道事業というのは浄水場、一番大きいのは配水施設の膨大な量の管路を維持していかななくてはいけない、劣化していく施設を定期的に更新していかななくてはいけない、そういった費用を資産維持費として料金でプールしていくという考え方になっています。料金の算定そのものはそれぞれの事業者が地域の事情や人口、産業などさまざまな状況、条件が整いますので全国的にみましても水道料金が非常に安いところと高いところの格差があり、メディアでも取り上げられている現状です。

この要領自体は一つのモデルとしていただいて、各地域に応じて地域の事情に合った料金の実際の算定をしていただければと思います。また、算定要領は非常に抽象的な内容になっておりまして、もう少しわかりやすくした「水道料金の改定業務の手引き」を平成29年に当協会が発行していますので、参考にしていただければと思います。

会 長：笹原委員ありがとうございました。それでは今ほどの説明も含めましてご質問やご意見はありますでしょうか。事務局がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

委員一同：(特になし)

会 長：ありがとうございます。特には無いようですので議事を進めたいと思います。

それでは、諮問事項の審議に入ります。事務局から「④十日町市水道事業財政計画について」説明をお願いします。

事務局：(別紙資料5「十日町市新水道ビジョン」について前半部分の水道事業の現状と課題、対応、P44からの財政計画において、財政シミュレーションを説明)

会 長：今ほど、事務局から「十日町市水道事業財政計画について」を説明していただきました。

ご質問やご意見はありますでしょうか。事務局がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

副会長：水道ビジョンのP30に十日町市新水道ビジョンにおける基本目標と実現方策がありますが、先般災害の中で管路の破裂や老朽化した管路の復旧に時間を要し、何日間も断水していた。一番生活に密接している水の供給ができないと大々的に報道されていました。十日町市でも災害に強い強靱でしなやかな水道ということで設備の更新や管路の

耐震化を実施していると思いますが、耐震化がどれくらい進んでいるか教えていただけますか。

事務局：耐震化率につきまして、重要管路になります。上水道は令和元年度末現在で16.4%となっております。簡易水道は令和2年度末現在で19.5%、あわせて17.2%となっております。

会長：今ほどの説明につきまして、専門的な視点からみて全国的にどうでしょうか。

笹原委員：重要管路の数値ということではありましたが、正確な平均値ではありませんが、だいたい3割と考えると低いという印象でありました。

A 委員：浄水場等の施設の耐震化率を教えてくださいませんか。

事務局：施設に関しましては、ほぼ耐震化されていません。平成30年度に十日町浄水場が新しく完成しましたが、管理棟が耐震化されただけであり、浄水設備は耐震化されていません。また、施設の耐震化が遅れている部分につきましては、新水道ビジョンは、施設更新計画によって更新を順次進めていくということで策定させていただきました。その更新計画を実現するのに必要な収入を確保するために、水道料金を改定し、更新の費用に充てさせていただくことも、今回の水道料金の改定を提案させていただいた一つの理由となっております。

会長：次回からの審議会になると思いますが、この耐震化を含めた料金改定案を事務局から示していただき、審議を進めさせていただきたいと思います。

B 委員：全国において同規模の市町村ではどの程度耐震化が進んでいるのでしょうか。

事務局：全国平均で30%程の耐震化率ということですので、それより約10%低い状況となっております。

C 委員：水道ビジョンP49の収益的収入について、令和3年度以降の給水収益は伸びていますが、現行の料金を当てはめて作成しているのでしょうか。どういう根拠でこの数字となっているのでしょうか。

事務局：先ほどお話しました更新計画に基づき、管路や施設等を更新・耐震化を進め、更新計画の実現にかかる経費から必要な収入を逆算して算出しております。実際は、現行の料金収入のままですと、このグラフのとおりにはいきません。今後、料金改定率がどのようになるかによって、更新計画を見直す可能性もあります。

D 委員：現状の水道の設備がどれくらいの稼働率でしょうか。新水道ビジョンP7の計画日最大給水量が生産能力で現在日最大給水量が現状の生産量と考えていいのでしょうか。どれくらいの設備に対して何%くらいの水が作られているのでしょうか。

事務局：計画日最大量はここまでは水を作ることができる能力として許認可を受けている量となり、実際毎日これだけ作るかという訳ではありません。実際に作った水の量は日最大給水量のとおりですが、十日町市の場合、大地の芸術祭等で交流人口が多くなる日もありますので日により上下差があります。最大の日となった水量を示させていただいています。

D 委員：例えば、海老地区においては計画日最大給水量が23 m³に対し、現在日最大給水量が4 m³となっているが少ない量を生産しているという意味でしょうか。

事務局：創設時、海老は学校もありたくさんの方が住んでいましたが過疎化により現在4、5世帯となっておりますので、作っている水も4 m³と少なくなっています。

D 委員：十日町市の水道料金水準は全国的にどうでしょうか。

事務局：水道事業はもともと水源など前提条件に左右され、料金水準は自治体によりまちまちであります。一昨年の状況にはなりますが、県内での比較では、十日町市の口径 13 mm の 10 m³ という基本水量を使ったとしますと県内 20 市の中では上から 12 番目となっており、20 m³ となりますと上から 5 番目となります。十日町市水道料金の特徴は、基本料金より、従量料金の割合が高くなっているため、多く使う方に多く負担していただくという料金体系になっています。

E 委員：更新計画を策定していると話がありましたが、ぜひその計画を次の審議会で情報提供していただきたいと思います。十日町市は施設数が多いということで施設の統廃合やダウンサイジング等を加味した計画になっていると思いますので、改定のひとつの参考になるかと思います。

また、水道ビジョンの P49 の収益的収支の見通しはこれだけ収入が必要になると伺いました。裏を返せば現在の料金水準と理想的な収入を比較した差額が今後引き上げの必要な改定分と理解できますので、次回の審議会で説明いただきたいと思います。

事務局：更新計画につきましては、かなり細かい資料となっております。すべてを説明すると返ってわかりづらくなると思いますので、わかりやすくまとめたものをお示しさせていただきます。

料金の改定率につきましては、更新計画に基づいて更新していくとこれだけの収入が必要ということになりますので、更新計画をどこまで実現するか、また逆に料金の改定が進まなければ更新も進まなくなるということになります。水道ビジョンに示されている料金の改定率は決定ということではなく、更新計画の目標に沿って必要となる料金改定率をお示ししております。この根拠となりました数字につきましても次回の審議会でシミュレーションと合わせましてお示しさせていただきます。

委員一同：(特になし)

会長：ありがとうございます。他に質問等がないようですので、審議については以上とさせていただきます。

以降の進行は、再び事務局へお返ししますので、よろしく願いいたします。大変ありがとうございました。

7 その他

(1) 第2回審議会について

事務局：佐野会長、ありがとうございました。また、委員の皆様も長時間お疲れ様でした。それでは、「7 その他(1) 第2回審議会について」ですが、第2回審議会の日程は会長と協議の上、決定となりますが、8月上旬に同じ会場、開始時間での開催を予定しています。後日案内文書を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、第2回審議会は今ご審議いただいた内容に補足の説明をさせていただき、その後、料金改定の案をお示しして、その中で御審議頂きたいと考えております。

続きまして、「(2) その他」についてですが、事務局からございません。全体を通してでもかまいませんので、何かありましたら、お願いいたします。

会長：平成 17 年の合併時、旧中里村は料金を値上げして、他の市町は値下げとのことだったが旧中里村の方の反応はどうでしたか。

事務局：資料3参考①をご覧ください。十日町市の上下水道料金の変遷になっております。旧中里村は水質が良く、料金も低くなっておりました。そのため、合併当時は同じ料金にすることができず、合併協議会で合併後5年を目途に料金を統一する方針を策定し、合併当時は料金統一を見送ったという経緯があります。その後、合併協議会の経緯を基に見直しを行い、平成23年度、25年度の2段階で料金を統一させていただきました。旧中里村の方からはいろいろご意見をいただきましたが、地元で説明会を6回程実施させていただき、また、旧中里村以外の地域の料金を下げて、旧中里村の引き上げ幅を小さくし、料金の改定も2段階にわけて行うなどの移行措置によりご理解いただきました。

会長：平成17年以降の料金改定の事例を参考にしながら段階的にあげていくようなことも検討させてもらってもよろしいのでしょうか。

事務局：この審議会におきましては経営状況をご検討いただきまして、料金を改定するための改定率を検討していただくことが主たる議題となります。ただし、水道ビジョンに示されているシミュレーションによるとかなり大きい改定率になりますので、実際にご利用される方の印象やご意見を聞かせていただいて、段階的にあげていく、料金の引き上げ幅をどこまでにするかなど様々な点でご意見いただいた上で答申としておまとめいただければと思います。

事務局：ありがとうございます。特に無いようですので、「7その他」は以上とさせていただきます。

8 閉会

事務局：以上をもちまして、第1回の審議会を終了させていただきます。大変長時間お疲れ様でした。

以上